

## 第723回

# 東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）  
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて  
掲載しています。

令和3年3月8日（月）

【出席委員】

清宮	眞知子	委員
天日	隆彦	委員
山	了吉	委員
石川	知春	委員
伊藤	廣幸	委員
加藤	美恵子	委員
宮原	恵子	委員
井門	明洋	委員
竹下	修	委員
新内	康丈	委員
高島	由紀子	委員

【事務局】

若年支援担当部長	小菅	秀記
課長代理	山本	庸

午後 3 時 30 分開会

○若年支援担当部長 本日の傍聴人等をご案内いたします。報道の方はおりません。傍聴人は 5 人となっております。それでは傍聴人をご案内いたします。

(傍聴人入室)

○若年支援担当部長 それでは審議会を始めさせていただきます。

まず委員の交代についてですが、第 4 号関係行政機関の職員の川西委員が異動されました関係で、現在後任の委員につきまして委嘱の手続きを行っております。

続きまして現在ご出席いただいております委員の方は 11 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます、審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

それでは会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○会長 ただ今から「第 723 回東京都青少年健全育成審議会」を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして、議事進行を行ってまいります。

それでは議事の 2、「条例に基づく事務の施行経過」について、事務局から説明をお願いいたします。

○課長代理 条例に基づく事務の施行経過等についてご説明いたします。

「次第」と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧いただきたいと存じます。前回の審議会以降の令和 3 年 2 月 8 日から令和 3 年 3 月 7 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。

前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については 3 誌を指定図書類とすること、2 作品を優良映画として推奨することを決定いたしました。

2 月 10 日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、不健全図書については 2 月 12 日に告示、優良映画については 2 月 16 日に公告いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に「ファミリー e ルール講座」を合計 11 回開催いたしました。

また、本日の審議会に先立ちまして、3 月 1 日から 3 月 3 日までの間に、出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は「自主規制団体からの聴き取り結果」としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

2 ページには過去 1 年間の不健全図書類の指定実績を、3 ページには過去 1 年間の優良映

画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書類については、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に、事業者に対し勧告をする制度がございますが、累回指定による勧告の対象社は今月もございません。

4 ページには東京都青少年健全育成協力員の令和3年2月の活動状況を載せてございます。協力員の調査結果につきましては記載のとおりでございます。

続きまして5 ページには、2月に実施いたしました都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。問題があった店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を順守するよう指導いたしました。

6 ページには、雑誌・ビデオ類等に関する自動販売機の届出等の2月の施行状況を掲載してございます。

設置箇所数等につきましては、瑞穂町について立入調査を実施した際、台帳上別箇所となっていたものが、同一区間に設置されているものであることが判明いたしましたので、実態に合わせて設置箇所数を修正し、1箇所の減となっております。なお、設置台数の変動はございません。

また、自動販売機の立入調査につきましては、7台調査し、届出内容の不鮮明なものが1台、見えない措置・買えない措置がなされていないものが7台ございましたので、設置業者に対し指導をしてございます。

事務の施行経過については以上でございます。

○会長 ご説明ありがとうございました。ただ今の説明についてご質問等がございましたらお願いいたします。

ではご質問がないようでございますので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は不健全図書類の指定についての諮問でございます。よろしくお願いいたします。

調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方は、この段階でご退出をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 それでは再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○課長代理 それでは本日の諮問事項についてご説明いたします。皆様のお手元の資料のうち「調査・審議事項」と記載されております資料に沿ってご説明いたします。

計 2 誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。

「調査・審議事項」と記載されております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第 1151 号でございます。

2 ページをご覧いただきたいと存じます。「諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧」でございます。こちらに記載されました図書類は、令和 3 年 1 月 25 日から令和 3 年 2 月 22 日までの間に、都内のコンビニ・書店等で、青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました、計 94 誌のうちから 8 ページ、9 ページに記載してございます、条例施行規則第 15 条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

番号 1 が「【YK コミックス】『K keiko』」、令和 3 年 2 月 24 日付で「株式会社少年画報社」より発行されております。過去 1 年間の指定はありません。

番号 2 が「エクレアコミック『センパイ、いっかいだけ!』」、令和 3 年 2 月 1 日付で「株式会社 MUGENUP」より発行されております。過去 1 年間の指定はありません。

該当箇所につきましては、いずれも全編大部分でございます。

該当指定基準は、いずれも施行規則第 15 条第 1 項第 1 号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。

購入場所はいずれも書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、3 月 1 日から 3 月 3 日までの間、自主規制団体から意見を聴取し、3 ページ 4 ページに取りまとめてございます。

3 ページをご覧いただきたいと存じます。

計 15 名の方からご意見を伺っております。

番号 1 「【YK コミックス】『K keiko』」でございます。

自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が 9 名です。その主な内容は、「ストーリーはしっかりしており、キャラクターの設定もていねいで、絵も上手く、作品として一定のクオリティがある。しかし、人格を否定するようなセリフが多数使用されていること、さらに睡眠薬で眠らせて自由を奪った後に輪姦するという、人格否定、不法行為を肯定するような表現がある。指定やむなし。」などでございます。

「指定非該当」の方は 3 名で、その主な内容は、「性交シーンの分量は確かに多いが、絵は淡白で卑わい感は少ない。内容的に若干暴力・強制的表現も散見されるが、基本的に合意性

交のうちにあり、人格否定とまでは言えない。性器の描き方においても、十分な配慮がなされている。指定非該当」などでございます。なお保留の方が2名、関連会社のため意見表明なしの方が1名おられました。

4ページをご覧いただきたいと存じます。

番号2「エクレアコミック『センパイ、いっかいだけ!』」でございます。

自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見が10名です。その主な内容は、「性器部分は白抜きで修整されているものの、形状がはっきり分かり、卑わい感を強調している。また、擬音、体液の描写が極端に多く、器具を使った性行為のシーンもある。指定該当」などでございます。

「指定非該当」の方は4名で、その主な内容は、「コミカルな内容で読みやすく、卑わい感はありません。性器の消しも白抜きで十分されている。ただ、性交シーンが多く、擬音、体液描写が多い。総合的に判断し、指定非該当」などでございます。なお保留の方が1名おられました。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明についてご質問等ございますか。特によろしければ、調査に入っていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(図書審査)

○会長 それでは図書をご覧いただいたようですので、各委員からご意見をお伺いしてまいります。

まずB委員、お願いいたします。

○B委員 1誌目は全般にわたり性交シーンが続きますし、体液の描写が多くて極めて卑わい感があります。強制的な性行為をということに加えて、睡眠薬で眠らせて自由を奪ったあとに人格否定の表現があるということで、指定やむなしでお願いいたします。

2誌目は性器部分が白抜きで修整されているものの、形状がはっきり分かり卑わい感を強調しております。また擬音、体液の描写が極端に多く、器具を使った性行為のシーンもあって、指定該当といたします。

○会長 はい。ありがとうございます。それでは次に新内委員、お願いいたします。

○新内委員 2誌とも指定該当でお願いしたいと思っております。どちらも性的行為の描写が非常に多く、卑わいな感じが与えるということで、指定該当でお願いしたいと思っております。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。その次にC委員、お願いいたします。

○C委員 2誌とも指定該当と思います。以上でございます。

○会長 それでは次にG委員、お願いいたします。

○G委員 2誌とも指定該当と思います。

1のほうは、性交シーンが多いんですけども、性器の描写は比較的少ないのかなという感じがしましたが器具を使っているようなシーンもありましたし、やはり青少年にはふさわしくない作品だと思います。

2のほうは、これはもう性交シーンが多いのと、あと一番気になるのは擬音が非常に多く、それが卑わい感を感じさせると思います。これも性器の描写は白抜きになったりとか、配慮はされてるようですけども、やはりこれは青少年にはふさわしくない作品だと思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。次はA委員、お願いいたします。

○A委員 はい。まず1誌目ですが、全体的に性描写が非常に多いということ、複数名での行為が描かれているということ、擬音、体液の描写も非常に多いということで、指定該当でお願いいたします。

2誌目ですが、男性器の修整で逆に白抜きで形状をはっきりと分かるように描いているということで、指定該当でお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。次に高島委員、お願いいたします。

○高島委員 はい。2誌とも指定該当でお願いしたいと思います。1誌目のほうは、薬で眠らせて性行為を強要されたり、夫が妻を出世のために他人に差し出したりと、問題があるためです。

2誌目のほうは擬音、体液の描写が極端に多いためです。以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。次にF委員、お願いいたします。

○F委員 はい。1誌目の「K keiko」なんですけども、やはり描写力とか、絵の上手さ、ストーリー性とかはあると思うんですね。ところがこのストーリー性の中に、性器具を使ったシーンが極端にアップされたり、睡眠薬、輪姦、その他非合法的な部分がかかり入ってきて、それが非常に大きく強調されてるところがあり、これは区分陳列の対象だと思います。

2冊目の「センパイ、いっかいだけ！」ですが、非常にコミカルで絵も卑わい感はありませんけども、男性器を白抜きにしてかえって強調してるような感じがします。コミカ

ルで卑わい感は少ないにもかかわらず、これだけ性交シーンが多いというのは、やはり問題だと思しますので、これも区分陳列の対象でお願いしたいと思します。

○会長 ありがとうございます。次にE委員、お願いいたします。

○E委員 はい。2誌とも指定該当でお願いいたします。1誌目の「K keiko」ですけれども、これは性接待、そして複数による睡眠薬を使った強姦ともとれる内容があります。指定該当でお願いします。

それから2誌目ですけれども、全体的に性描写が多く、性器の消しは形をそのままに残した消し方になっています。スマホで撮影をするという場面もありました。指定該当でお願いいたします。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次はD委員、お願いいたします。

○D委員 1誌目ですが、薬、器具の使用、性交シーンが多いため、指定該当でお願いいたします。

2誌目のエクレアコミックは、性描写が多く、性器も白抜きになっていますが、形状もはっきり分かるため、指定該当でお願いいたします。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次に会長代理、お願いいたします。

○会長代理 はい。2誌とも指定該当でお願いします。1誌目は人格否定という部分が問題であったと思します。

それから2誌目のほうについては、擬音が目立つということで、著しく性的感情を刺激するという意味で不適切だというふうに考えます。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。それでは最後に私ですが、私も2誌とも区分陳列でお願いしたいと思します。1誌目は性交シーンが特に後半になるほど激しくなり、また女性の人格否定的なストーリーがやはり強く描かれているように思いました。したがって指定でお願いいたします。

2誌目につきましては、修整はされているけれど、形状がはっきりと分かるというので、これは修整とは言いにくいのかなという気もいたします。また全体的には性交のシーンの激しい描写が擬音を含め多いと思しました。したがって指定でお願いしたいと思します。

では、以上で皆さんのご意見を伺い、全員2誌とも指定該当でということですので、それで答申をまとめたいと思します。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 事務局からほかに連絡事項ありましたらお願いします。

○課長代理 都民の申出につきましては、今月はございません。また、次回審議会に諮問予定の映画はございません。事務局からは以上です。

○会長 本日の調査審議事項全体について、何か質問等ございますか。

では、よろしければ本日の議事は終了いたします。

傍聴人の方が再入室するため、図書名が分かる資料はしまってくださいようお願いいたします。

(傍聴人入室)

○会長 それでは議事を再開いたします。事務局からご説明をお願いします。

○若年支援担当部長 まず本日の審議ですが、不健全図書2誌について諮問を行い、2誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する、不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

不健全図書の告示予定日は令和3年3月12日金曜日、プレス発表は不健全図書類の告示日前日の令和3年3月11日木曜日となります。告示日若しくは告示日前日まで、不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう重ねてお願い申し上げます。

最後に次回の審議会についてご案内いたします。令和3年4月12日月曜日の15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定してございます。

令和2年度の審議会は本日が最後となりました。次年度もどうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

○会長 それでは本日はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

午後4時12分閉会